

重度訪問介護の訪問先の拡大

○ 四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある者等の最重度の障害者が病院等に入院又は入所した時には、重度訪問介護の支援が受けられなくなることから以下のような事例があるとの指摘がある。

- ・体位交換などについて特殊な介護が必要な者に適切な方法が取られにくくなることにより苦痛が生じてしまう
- ・行動上著しい困難を有する者について、本人の障害特性に応じた支援が行われないことにより、強い不安や恐怖等による混乱(パニック)を起こし、自傷行為等に至ってしまう

○ このため、最重度の障害者であって重度訪問介護を利用している者に対し、入院・入所中の病院等においても、利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者等に伝達する等の支援を行うことができることとする。

訪問先拡大の対象者

○ 病院等へ入院又は入所をする前から重度訪問介護を受けていた障害支援区分6の利用者

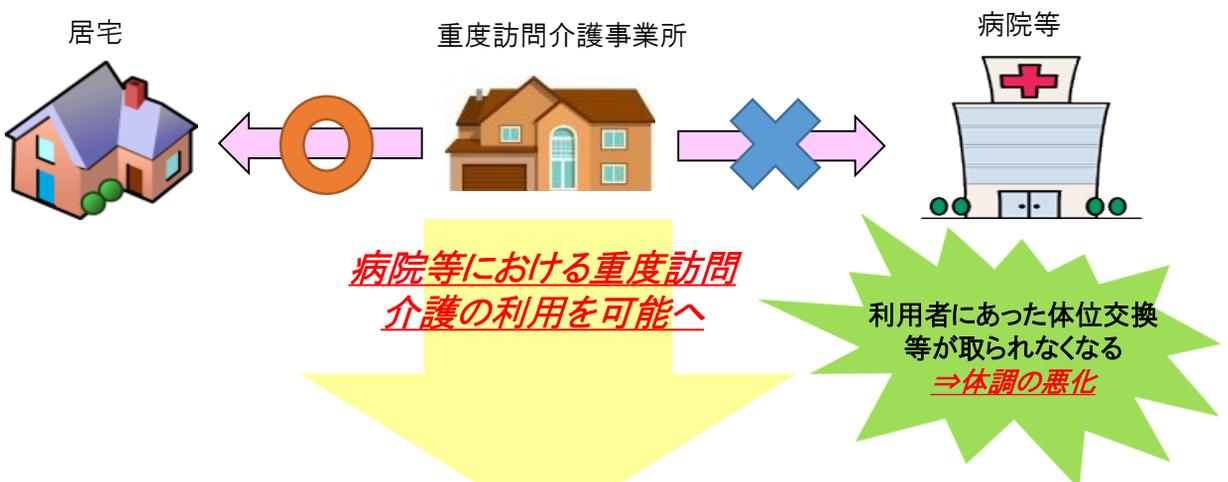
訪問先での支援内容（具体例）

- 利用者ごとに異なる特殊な介護方法(例:体位交換)について、医療従事者等に的確に伝達し、適切な対応につなげる。
- 強い不安や恐怖等による混乱(パニック)を防ぐための本人に合った環境や生活習慣を医療従事者等に伝達し、病室等の環境調整や対応の改善につなげる。

利用期間

○ 90日を超える利用に当たっては、30日ごとに、重度訪問介護の必要性について市町村が認める必要がある。

従来の訪問先



改正後の訪問先

